

令和3年度第2回三重県障がい者差別解消支援協議会 概要

日時：令和4年2月22日（火）10時00分から12時00分

場所：三重県勤労者福祉会館 5階第2教室

（オンライン併用開催）

（事項）

- 1 県市町及び当事者団体の相談件数の状況について
- 2 合理的な配慮等の具体例について（条例第13条）
- 3 相談事案の処理状況の検証について（条例第33条）

《事務局より、資料1、資料2-1、2-2、資料3-1、3-2、資料4-1、4-2に基づき説明》

（事項）

- 4 市町の体制整備の状況について
- 5 普及啓発の取り組みについて
- 6 国における障害者差別解消法の一部改正について

《事務局より、資料5①、5②、資料6、資料7に基づき説明》

《委員からの主な質問》

・聴覚障害者支援センターで受けた相談について。

特殊車両などの免許取得のための講座の受講を希望したが、聞こえないと危険なので対応できないと言われあきらめた。

ハローワークで障がい者の募集があり応募したが、「聞こえない。電話ができない。」という理由で断られた。以上2件の相談があったので報告する。

⇒（三重労働局）この求人内容などの詳細は把握できていないが、障がい者の求人については、職務内容と本人の適正などを考慮して紹介している。聴覚障がいの方にあつた業務があるかなど確認している。今後もそういった相談があればハローワークに申し出てほしい。

・相談件数や事例を見て、相談を迷う人などへの大変な対応をさせていただいていると感じる。相談内容では、虐待の対応ではと思うものもあつた。

地域の相談機関や他の関係機関につないだのはどれほどあるのか。

⇒（事務局）正確な数字としては把握できていないが、雇用の関係はハローワークなどにつなぐ。

精神障がいの方が不安になった時に相談をいただくことが多いので通院できているか確認したり、県のこころの健康センターを紹介している。

話を聞いてから関係機関を紹介しているが、勇気を振り絞って電話をかけてこられていると感じることが多いため、最後に何かあつたらまた電話してと言っている。

・当事者からの相談がほとんどであり、事業所は相談できる場所を知らないのではないか。事業所からの相談が増えることは、障がい者差別に関する考えが広まるということ。

法改正により事業所でも障がい者への合理的配慮が義務化されることを知られていないのではと思うので、個人経営の事業所も含めて周知し、相談しやすい環境の整備をしてほしい。

⇒（議長）今後、事業所での合理的配慮の提供が義務化されることなど周知活動、広報活動が大切。

・自身が車いすを利用しているので、公共交通機関での対応や街中で見知らぬ人から声をかけてもらうことがあり、差別解消法が広がってきたと感じている。ありがたい。その他になるが、昨年11月に開催した三重県芸術文化祭の受賞作品を展示する三重アール展を開催するのでよろしく。

・障害者差別解消法改正の国会成立が5月28日のところ、県から6月4日となっているのはなぜか。

⇒（事務局）障害者差別解消法の改正案が5月に国会で成立し、公布まで間があいて6月4日公布となったため2通りの表記になっている。

・事例にある雨の日の子どもの車への乗り降りについて。渡り廊下などを利用すれば濡れないのではと思う。市や県の民生委員の会議の際に周知して、学校に協力をお願いする。

・難病指定の方の医療費の支払いについて。ひと月の上限額が決められているが、薬局で他の方がいるところで大きな声で「（〇〇さんは）支払いはいい」と言われた例がある。配慮が欲しいと思った。

・今回の事例で共通するのは、ソフトの部分、最初のやりとりや理解不足によるもので、話し合いで解決に至った例が多く、啓発の必要性を改めて感じた。今、観光庁の事業で、心のバリアフリーを推奨しており、宿泊施設や飲食店、観光案内所的なところを対象として年に1回の研修や、どんな配慮をしているか、理解・共有できているかなどの認定制度を進めている。障がい者や高齢者に失礼でない対応など福祉以外の分野など多方面から広めていきたいと改めて思った。

⇒（事務局）障害者差別解消法の改正について事業所からの相談が少ない、PR不足ではなどご意見があった。公布から3年以内に法改正と言うことなので県としても法の内容のPRや事業者の支援方法など考慮しながら対応していく。